

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 若夏福祉会（以下「当法人」という。）の役員等報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1)役員等報酬
- (2)役員等旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は位法令及び定款に定めるもののほか、当法人経理規程によるものとする。

- 2 役員等報酬及び役員等旅費は、本部会計から支出するものとする。

(役員等報酬)

第4条 法人の役員等に対して報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席、理事会・評議員会の決議の省略で行なって同意書をもらった時及び監事監査、その他理事長が必要と認めた業務を執行した時に対して支給され、その額を5,000円とする。
- 3 理事及び監事に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(役員等報酬の支出)

第5条 役員等の報酬は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席、理事会・評議員会の決議の省略で行なって同意書をもらった時及び監査の実施時、その他理事長が必要と認めた業務を執行した時に行う。ただし、当園職員の役員等に関して報酬の支給について支払わないものとする。

(費用弁償)

第6条 役員等が、理事会、その他の会議等に出席するため、あるいは、法人の業務の為に旅行した時は、その費用を弁償する。よって、当園職員の役員等については、当園職員の時間外の土日、祝日の時間外について費用弁償を支払うことができる。

- 2 旅費は、旅費規程に準じて支給する。したがって、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席及び監事監査、その他理事長が必要と認めた業務を執行した時に対して、その額を2,000円とする。

第7条 平成26年4月1日付制定施行中の役員報酬及び費用弁償に関する規程は、同規程施行後、廃止する。

附 則 この規程は、平成29年6月2日より施行し、平成29年4月1日から適用する。
この規程は、平成29年12月13日に一部改正し平成29年4月1日から適用する。
この規程は、令和元年6月8日に一部改正し、平成31年4月1日から適用する。
この規程は、令和3年6月19日に一部改正し、令和3年4月1日から適用する。
この規程は、令和5年7月1日に一部改正し、適用する。